

直方市第 6 次総合計画策定方針

令和元年 7 月

直 方 市

1. 総合計画策定の趣旨

第5次直方市総合計画は、平成23(2011)年1月に策定され、平成23(2011)年度から令和2(2020)年度までを対象とする総合計画です。その間、地方分権の進展に伴う地方自治法の見直しがなされ、平成23(2011)年5月2日に地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことにより、市町村における総合計画の策定義務は廃止され、その策定については市町村の判断に委ねられることとなりました。

現在、市町村を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化の進行に伴う地域経済の縮小が懸念される一方、社会保障費の増加や公共施設・インフラ等の老朽化に伴う維持改修費用の増加が見込まれるなど、これまで以上に厳しくなることが予想されています。また、自然災害に対する備えなど暮らしの安全・安心の確保や持続可能なまちづくりのための積極的な取組が求められています。

このような状況を踏まえ、将来を見据えた持続可能なまちづくりのための「最上位計画」として、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までを対象期間とする第6次直方市総合計画を策定しようとするものです。

2. 総合計画の概要

(1)総合計画の構成

第6次直方市総合計画は、第5次直方市総合計画と同様、基本構想・基本計画・実施計画の三層構造で構成するものとします。

(2)総合計画の期間

計画対象期間は、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間とし、令和元(2019)年度及び令和2(2020)年度の2年間で策定します。

(3)構成

①基本構想(10年間)：市民憲章をまちづくりの基本理念とし、直方市として目指す方向を簡潔に記載するものとします。基本構想の期間は、総合計画の期間と同じく10年間とします。

②基本計画(10年間)：基本構想に掲げるまちづくりの基本理念を実現するため、各分野で取り組む施策の基本的な方向性と体系を定めたものです。基本計画の期間は基本構想と同じく10年間としますが、社会経済状況等の変化に柔軟に対応するため、中間年において点検し、必要に応じて見直しを行うこととします。

③実施計画（3年間）：基本計画で示された施策に基づき、財政計画と連動する具体的な事業の内容を定めるものです。実施計画の期間は3年間とし、社会経済状況や財政状況、市民ニーズへの対応などを考慮しながら毎年度ローリング方式で見直すものであることから、総合計画には基本構想と基本計画のみを記載するものとします。

3.総合計画策定に当たっての基本的視点

(1)市民との協働による分かりやすい計画づくり

地域の抱える課題の解決に向け、市民と行政が共通の認識をもってまちづくりを行うために、計画の策定段階において、市民対話の開催、市民意識調査、パブリックコメントなどを行うことにより、広く市民の意見の集約を行い、市民と行政との協働による計画づくりを行います。また、将来目標や計画策定に係る根拠データを示すなど、市民に分かりやすい計画づくりを目指します。

(2)SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）の推奨と社会情勢の変化に対応した計画づくり

2015年9月の国連サミットにおいて、すべての国とすべての関係者が協調的なパートナーシップの下、経済・社会・環境の三側面を不可分のものとして扱い、統合的な取組を通じて持続可能な開発を目指す上での目標である「SDGs」が採択されました。国は、自治体が住民や民間事業者など多くの関係者と連携してSDGsの達成に向けて取り組むことは、持続可能なまちづくりに繋がり、地方創生に資するものであるとして奨励しています。これを踏まえ、第6次直方市総合計画においては、SDGsと市の施策との関連付けやバックキャストिंगの考え方による施策の構築を行います。

また、①ICTの進化等による超スマート社会（Society5.0）の実現への取組②様々な人々が生活する共生社会実現への取組③近年増加する激甚災害に対する防災・減災対策の強化④公民連携（PPP/PFI）の強化等、社会情勢の変化に対応した計画づくりを目指します。

(3)分野別計画・個別計画の整理

直方市では、様々な施策を実施するにあたり、法令や国の指針等に基づき、様々な分野別計画・個別計画を策定しています。多くの分野別計画等は総合計画を上位計画とする関連付けはあるものの、計画間での連動等が想定されていないため、各計画は部分的には最適なものとして成果を出すように活動していても、直方市全体で考えると、投入した労力等に見合う成果が得られていない可能性があります。そうした点を踏まえ、第6次直方市総合計画の策定に合わせて分野別計画等を整理することで、計画間の重複を

解消して連動性を高めるとともに、計画策定に関わる職員や市民の負担を軽減することを検討します。総合計画の策定に際しては、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合を十分に図り、地域の活力を維持し続ける社会を構築するべく対処していきます。

(4)基礎調査等に基づく、客観的な現状認識による実効性の高い計画づくり

厳しい財政状況の中、限られた資源を有効に活用しつつ、信頼される、実効性のある行政を展開するためには、地域の抱える課題や自治体を取り巻く社会環境の変化等の現状認識について、経験や勘に過度に依存することなく、客観的な根拠に基づく検証や政策立案（EBPM(Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案)といった視点が求められます。総合計画の策定に際しては、将来人口推計、財政推計や社会経済状況等、直方市の現況及び今後の動向等に関する基礎調査を実施し、客観的な根拠に基づく現状認識や計画策定を行います。

なお、令和2（2020）年度に、「第2次直方市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定することから、総合計画及び総合戦略の策定については、可能な範囲で基礎調査資料等を共用することで、調査業務の重複の解消や総合計画・総合戦略間の整合を図ります。

4.策定体制

(1)市民意見の反映

①市民ワークショップの開催

世代や立場にとらわれることなく、市民をはじめとする多くの人々が意見交換を行い、行政と多くの人々が協働関係を築くことを目的として、直方市のまちづくりに向けた市民ワークショップを開催します。また、直方市の未来を担う若者の意見を積極的に聴取するため、学生を対象とするワークショップの開催を検討します。

なお、ワークショップにおいては、日常生活で市民一人ひとりの現在身の回りに生じている問題にとらわれることなく、第6次総合計画の終期である10年後を見据えた長期的な視点からの意見交換ができるよう、現時点の統計データだけでなく将来予測データなど様々なデータの提供等を検討します。

②市民意識調査の実施

第5次総合計画の実施状況等を評価するとともに、第6次総合計画における施策や事業構築に当たっての基礎調査とするため、アンケート形式での市民意識調査を実施します。なお、市民意識調査の対象は、より広い世代から多様な意見を聴取することを目的として対象年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げた上で、市民2,000人を対象に無作為抽出方法による調査を実施します。

③パブリックコメント手続きの実施

基本構想及び基本計画案の策定時点において、多くの市民から意見を聴取することを目的として、パブリックコメント手続きを実施します。

(2)総合計画審議会

市長の附属機関として、直方市総合計画審議会を設置します。審議会は、市の区域の公共的団体等に属する方や学識経験者等で構成し、市長の諮問に応じて、総合計画の基本構想について審議します。

なお、総合計画審議会委員の規模及び委員構成については、効率的な計画策定の観点から、他自治体の状況を踏まえて見直します。

(3)庁内体制

①総合計画策定委員会の設置

庁内の最上位機関として、市長、副市長、教育長、各部長を委員とする総合計画策定委員会を設置します。総合計画策定委員会においては、各部会における施策案等を審査するとともに、部局横断的な課題の調整を行い、基本構想及び基本計画の原案を取りまとめ、重点的に取り組む施策を決定します。

②総合計画策定部会

各課長を委員とする総合計画策定部会を設置し、総合計画策定委員会に提出する基本計画の素案づくりを行います。

③職員参画

若手職員や公募職員を中心に庁内ワーキンググループを設置するなど、庁内のさまざまな意見を総合計画に反映するとともに、職員の育成に繋げることを検討します。

また、総合計画策定への参画を通して「SDGsなど新しい概念の施策への反映に係る考え方」や「RESAS（地域経済分析システム）や各種統計データなどを活用した客観性の高い政策立案」等について統計データの解析について職員のスキルアップを目指します。